

犬塚康博 様

ご意見をいただきありがとうございます。

犬塚様ご指摘のとおり、美術館につきまして、条例と実際の運用において不整合である旨の指摘を総務部防災行政課より受けました。

当該指摘を受けまして、条例において規定している「観覧料」と整合する運用を実施するよう、次のとおりご回答をさせていただきます。

尚、今回の件では大変ご迷惑をお掛けしました。今後このようなことが無いよう改善いたしますので、宜しくご理解くださいますようお願いいたします。

【運用内容】

- ・第1、第2展示室のみの展示の場合は、来館者に観覧の意思を確認後、観覧の意思がある方のみ観覧料を徴収し、物販等のみを希望される方（観覧の意思がない方）については、観覧料は徴収しない。
- ・「観覧料：一般 ○○円 中学生以下：無料」や「物販等のみの場合はお申し出ください。その場合は、観覧料は徴収しません。」等の張り紙を掲示する。
- ・昨年開催された特別展「渡辺おさむ〜お菓子の美術館〜」のように、エントランスも含めた美術館全体で行う展覧会の場合は、入館時に観覧料を徴収し、張り紙等により周知を徹底する。
- ・展覧会ごとに展示方法等を指定管理者と協議して、その都度、運用方法を確認し、清須市と指定管理者の双方の共通認識を確立する。

清須市教育委員会教育部生涯学習課